

【社会福祉法人若あゆの会 慶弔規程】

第1条（目的）

この規程は社会福祉法人若あゆの会役員（理事、監事、評議員、評議員選任解任委員）若あゆ作業所及びグループホーム若あゆの職員と利用者の慶弔に対し、法人の意を表すために定める。

第2条（弔慰金）

弔慰金等の額は次に定める額とする。

（単位：円）

項目	香典	供花	弔電	支払区分
理事、監事、評議員、評議員 選任解任委員	20,000	1 対	○	本部
利用者本人	20,000	1 基	○	拠点区分
利用者両親	10,000	1 基	○	拠点区分
職員本人	20,000	1 基	○	拠点区分
職員の配偶者	20,000	1 基	○	拠点区分
職員とその配偶者の父母	10,000	1 基	○	拠点区分
職員の子、孫	10,000	1 基	○	拠点区分
職員とその配偶者の祖父母	10,000		○	拠点区分
職員の兄弟姉妹	10,000		○	拠点区分

第3条（退任）

社会福祉法人若あゆの会役員（理事、監事、評議員、評議員選任解任委員）が退任（他の役員等に変った場合を除く）をする場合は、5,000 円程度の品物を贈る。

第4条（慶祝金）

1、若あゆ作業所及びグループホーム若あゆの職員の慶祝金は以下の通りとする。

（単位：円）

事由	対象	金額	祝電	支払区分
結婚	職員	10,000	○	拠点区分
出産	職員またはその 配偶者	1 子につき 10,000	○	拠点区分
入学（小学校）	職員の子	1 子につき 10,000		拠点区分

附則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は令和6年1月1日より施行する。